

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年10月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	関ヶ原町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 独自利用事務の対象者	母子家庭等の母及び児童、父子家庭の父及び児童
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月16日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	12
10. 保護評価書の名称	福祉医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.bpc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=z&ij_no=&kk_name=%E9%96%A2%E3%82%B1%E5%8E%9F%E7%94%BA&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&app_date_from_gengo=4&app_date
12. 委任関係	▼

執行機関名 関ヶ原町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて第九十二条で定めるもの	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年関ヶ原町条例第三十二号)による助成金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの(「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」)
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年関ヶ原町条例第三十二号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第一条	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年関ヶ原町条例第三十二号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって(母子家庭等及び寡婦の福祉を図る)ことを目的とする。	第一条 この条例は、乳幼児等、重度心身障害者、(母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童)に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって(福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第三十二号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例第六条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例第五条の受給証に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号ロ	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例第二条第一項第三号、同項第四号、第二条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号ハ	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例第二条第一項第二号、同項第四号、第二条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--